

カスタマー・アグリーメント

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

本カスタマー・アグリーメント（以下「本契約書」といいます。）は、お客様がインタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間のサービスを利用するにあたって、その取り扱いを定めるものです。

1 総則

1-1. サービスの利用

- お客様は、当社のサービス内容を十分に理解のうえ、当社の定める口座開設の手続きに従い申し込みを行い、かつ当社が承諾した場合に限り、サービスを利用することができます。
- お客様は、本契約書および口座開設等の手続きを進めるにあたり必要な文書を確認・同意のうえ、前項の申し込みを行うものとし、申し込みがあった場合には、本契約書を含む文書に同意したものとみなします。
- サービスの種類等により、別途の申し込みが必要となる場合があります。その場合、お客様は当該サービスについての各文書を確認のうえ、申し込みを行うものとし、また申し込みがあった場合には当該文書に同意したものとみなします。
- お客様は、当社が推奨するシステム等の環境（機器等を含みます）をお客様自身により用意する必要があります。お客様が用意された環境によっては、利用できるサービスに制約が出る場合があります。

1-2. 法令遵守

お客様が当社のサービスを利用する場合には、本契約書およびその他の文書のほか、金融商品取引法その他関連法令ならびに金融商品取引所、株式会社証券保管振替機構、株式会社日本証券クリアリング機構、日本証券業協会および日本商品先物取引協会が定めた諸規則等を遵守するものとします。

1-3. 自己責任の原則

お客様は、当社が提供するサービスの商品性、リスクおよび本契約書ならびに各文書の内容を十分理解し、自らの責任と判断において利用するものとします。

1-4. 当社からの通知方法

当社からお客様への通知は、インターネットを利用し、お客様の会員ページを通じて行います。但し、当社が必要と判断する場合には、書面、電子メールまたは電話等にて通知する場合があります。

1-5. 登録情報・本人確認

- お客様は、当社サービスの利用にあたり、真正の氏名および住所を使用するものとします。当社ではお客様が登録された情報につき、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および関連規則等（以下「犯収法等」といいます。）の規定に従い、適宜本人確認を行わせていただきます。
- お客様は、あらかじめ当社所定の方法により、現在、次の①のイからへのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。また、自らまたは第三者を利用して②のイからホに該当する行為を行わないことを確約していただきます。
 - ①現在かつ将来にわたり次のイからへのいずれにも該当しないことの表明・確約
 - イ. 暴力団
 - ロ. 暴力団員
 - ハ. 暴力団準構成員
 - 二. 暴力団関係企業
 - ホ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ヘ. その他イからホに準ずる者
 - ②自らまたは第三者を利用し次のイからホに該当する行為を行わないことの確約
 - イ. 暴力的な要求行為
 - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 二. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ホ. その他イから二に準ずる行為
- 上場会社等の役員等に該当するお客様につきましては、あらかじめ当社所定の方法により、内部者登録を行っていただきます。内部者登録は、当社の定める基準に従い、常に最新かつ真正なものを届け出でいただくものとします。
- お客様は、登録情報に変更があった場合には速やかに当社所定の方法により手続きを行うものとします。なお、当該手続きを行わないまたは遅延することにより生じた損害について、当社ではその責は負わないものとします。また、当社では変更された情報について、改めて本人確認を行わせていただく場合があります。
- 当社サービスの利用にあたり、お客様が他人になりすましてるまたは虚偽の申告をしている等の疑いがあると当社が判断した場合、追加の本人確認等を求める場合があります。お客様が、当社の求めに応じない場合には、新規取引の停止、出金手続きの停止または口座解約等の措置をとらせていただく場合があります。
- お客さまには「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）、所得税法、租税特別措置法その他の関係法令等の規定に従い、お客さまが有価証券等の取引に関する口座を開設されるとき、個人番号が初めて通知されたときその

他関係法令等が定める場合に、お客様の個人番号を当社に届け出させていただきます。

- 当社は、番号法、所得税法、租税特別措置法その他の関係法令等に従い、お客様から届け出ていただいた個人番号の確認をさせていただきます。
- お客様が日本国籍を保有せずに本邦に居住している場合には、在留資格および在留制限その他の必要な事項を当社所定の方法によって当社に届け出させていただくことがあります。
- 当社は、犯収法等の規定に従い、お客様ご自身またはご家族（配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟姉妹、配偶者ご両親その他法令で定める者。）が、外国の元首および外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方として次の①から④に定める職位にあるかどうかを当社の定める方法により確認させていただきます（過去において該当する場合も含みます。）。なお、確認の対象には本邦における次の職位にある方は含まれません。

①外国の元首

②本邦における以下の地位に相当する職

- イ. 内閣総理大臣、その他の国務大臣および副大臣
 - ロ. 衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長
 - ハ. 最高裁判所の裁判官
- 二. 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員
 - ホ. 統合幕僚長・幕僚副長、陸上・海上・航空各々の幕僚長、幕僚副長

③中央銀行の役員

④予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員

1-6. ユーザーネーム・パスワード

- お客様が当社サービスの利用を開始するにあたり、当社よりユーザーネーム・パスワードを発行し、通知します。
- お客様は、ユーザーネーム・パスワードを第三者へ貸与または譲渡を行ってはならないものとします。
- 当社はお取引に先だってユーザーネーム・パスワードの確認を行うことで取引注文時の本人確認を行います。当社ではユーザーネーム・パスワードの一一致を確認し、お客様の取引を受託した場合は、お客様自身が行った取引であるとみなします。
- お客様は、ユーザーネーム・パスワードを厳重に管理するとともに、漏えいまたは紛失した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。ユーザーネーム・パスワードの漏えいまたは紛失に係る損害について、当社は一切その責を負わないものとします。但し、当社に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

1-7. 個人情報の取扱い

- 当社はお客様より届出された氏名、住所、電話番号、生年月日等、お客様を特定し得る個人情報につきましては、別途定める方法により取り扱うものとします。
- お客様は、電話による会話が全て記録されることについて同意していただきます。お客様は、当社の

「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を確認、理解のうえ、記載されているお客様情報の収集・使用について同意いただいているものとします。

2 サービス

2-1. 口座開設基準

- 当社サービスを利用するにあたっては、当社が提供するサービスの商品性、リスクについて十分な知識と経験を持っていること、また PC 等の操作が不自由なく行えることに加えて、当社が以下各号に定める口座開設基準を充足する必要があります。
 - 個人のお客様にあたっては、日本国内に居住しており、満 18 歳以上であること。
 - 法人のお客様にあたっては、日本国内に所在しており、かつ当該法人が任命している取引担当者が日本国内居住でかつ満 20 歳以上であること。また、口座開設等にあたり、取引担当者が本契約書を締結し取引を行うことが書面により授權されており、取引を行う適正な権限を付与されていること。加えて、法人格が金融商品の売買等を行うことに法令上の問題がないこと。
 - 規制団体等の管轄下にある個人および法人（適格機関投資家や特殊法人等）のお客様にあたっては、関連法令諸規則により当社が提供しているサービスに関する取引の許可等を受けています。なお、証券会社等、取引の制約を受ける法人格へ勤務されることとなった場合には、速やかに当社までご連絡ください。
- 前項各号の基準を充足した場合であっても、当社にて審査を行った結果、口座開設を謝絶する場合があります。
- 当社は、お客様が外国政府等の重要な公的地位等の方として犯収法等に定める者および同規則に定める者であった者ならびにこれらの者の家族である場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。

2-2. 口座申込方法

- お客様はインターネットあるいは当社所定の申込書に必要事項を登録または記入し、当社指定の本人確認書類を送信または添付のうえ当社に申込むものとし、当社が承諾した場合に限り取引に関する契約が締結されます。
- お客様が前項の申込みをされた場合には、次の申込みを同時にさせていただきます。
 - 保護預り約款に定める有価証券の保護預り口座の設定
 - 外国証券取引口座約款に定める外国証券取引口座の設定
 - 株式等振替決済口座管理約款に定める株式等振替決済口座の設定
 - 投資信託受益権振替決済口座管理約款に定める投資信託受益権振替決済口座の設定
 - 振込先指定方式の利用（原則として、当社における口座の名義と同一名義のものとします。）
- お客様が、前項の申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には当該口座が開設されるものとします。
- 当社所定の申込書にて口座開設申込の場合、当社から登録住所宛に送付した口座開設通知書が当社

に返戻された場合は、契約の締結は行いません。

- 外国株式、先物・先物オプション、オプション取引、CFD 取引にあたっては、別途、申請手続きが必要となります。
- お客様は、番号法その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2-3. 取引口座

当社の取引口座は現物取引および先物・先物オプション、オプション取引、CFD 取引用の「キャッシュ口座」となります。なお、NISAにつきましては、「NISA口座」における取扱いとなります。

2-4 分別管理

お客様の資産については金融商品取引法第43条の3によって課される分別管理義務にしたがって、当社の自己資産とは分別管理されます。分別管理されたお客様の資産は、日本投資者保護基金によって保護されます。なお、外国取引所での取引は、当社の取次先金融機関にて管理されます。

2-5. サービス内容

- 当社サービスに関する利用時間、取扱い商品、取引手数料等については、別途定めるものとします。
- 取扱い銘柄につきましては、金融商品取引所等が規制している等の理由により、事前の予告なく変更される場合があります。

2-6. 投資または税務に関する助言行為

当社では、投資または税務に関する助言等は行っていません。また、当社ウェブサイト上においても、有価証券、先物・先物オプション、オプション取引または他の投資商品の売買の推奨を行うことはありません。

2-7. サービスの変更・停止

当社が必要であると判断する場合、予めお客様に通知することなく、サービスの利用内容を変更または停止する場合があります。

2-8. サービスの利用制限

- 次の各号に該当する場合、当社はお客様のサービスの利用に対し、事前の通知なく、全部または一部制限を行う場合があります。
 - (1) 1-5 の本人確認手続きに対して、お客様が応じられない場合。
 - (2) 1-5 の定めに反する場合。
 - (3) 2-9 に定める解約の手続き中である場合。
 - (4) 2-9 各号に該当する場合。

- (5) 4-4 の定めに反する場合。
- (6) お客様が当社の口座開設基準に反することが判明した場合または本契約書およびその他文書等にご同意いただけない場合。
- (7) お客様との連絡が不能である場合。
- (8) 当社の著作権、特許権、商標権等の知的財産権、パブリシティー権、肖像権、信用などの権利を侵害、またはこれらを助長する場合。
- (9) 合理的に必要相当な数を超える利用、濫用、または当社が定める本サービスに関する指示等を遵守しない、もしくはこれに違背する用法で本サービスを利用する場合。
- (10) 各種法令、諸規則に抵触する場合。その疑いが濃厚であると当社が判断した場合。
- (11) 短時間または頻繁に行われる注文または取引であって、当社のシステムまたは他のお客様の取引に影響を及ぼすと当社が判断した場合。
- (12) サービスの装置上、システム上の脆弱性を利用し、当社が予め想定し得ない操作が行われていると認められた場合、もしくはそのような行為と疑われる行為をしたと認められる場合。または、当社の認めていないプログラムの使用等により、当社のシステムの意図から外れた方法、もしくは過大なアクセスにより、当社のシステムおよび他のお客様に影響を及ぼすと当社が判断した場合。
- (13) お客様が当社の業務に支障をきたす行為を行った場合。
- (14) 当社もしくは当社の役職員に対する誹謗中傷、罵倒するような発言を電話もしくはメール、お問い合わせ画面、または公の場で継続的または断続的に行った場合。
- (15) お客様の取引について口座名義人本人以外の第三者が行っていると当社が判断した場合。
- (16) お客様の取引が他のお客様と同調した取引をしていると当社が判断した場合。
- (17) その他、当社の運営方針に外れた態様でサービスを利用する場合、もしくはお客様がサービスを利用することが不適当だと、当社が判断した場合。
 - お客様の取引について口座名義人本人以外の第三者が行っていることが判明した場合、お客様の株式取引の売買、当社取扱商品全ての新規注文、決済注文の停止を行えるものとします。
 - お客様が外国の政府等で重要な地位を占める者等（外国人PEPs）に該当することが判明した場合、サービスの利用を全部または一部制限いたします。
 - お客様が成年被後見人、被保佐人または被補助人となった場合、当社はお客様の取引資格の確認が終了するまでサービスの利用を全部または一部制限いたします。
 - 日本国籍を保有せず本邦に居住するお客様は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出るものとします。当該お客様が当社に届け出た在留期間が超過した場合、サービスの利用を全部または一部制限いたします。

2-9. 口座解約

次の各号に該当する場合、当社はお客様とのサービス提供に係る契約を解約することができるものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続により、解約の申し入れをされた場合。
- (2) お客様が法令等、本契約書およびその他文書等に違反した場合。

- (3) お客様が市場の公正な価格形成に弊害をもたらす取引注文を行っていると当社が判断した場合。
- (4) お客様が取引手数料または情報利用料等を支払期日までに支払わなかつた場合。
- (5) お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行つたことが判明した場合。
- (6) お客様が当社の名誉または信用を毀損したと当社が判断した場合。
- (7) お客様が当社の業務の運営または維持を妨げていると当社が判断した場合。
- (8) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等の反社会的勢力に該当すると当社が判断した場合。
- (9) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。
- (10) お客様からの預り資産の全部または一部が、犯罪行為によって不正に取得した疑いがあると当社が判断した場合。
- (11) お客様が、日本国内の居住者でないことが判明した場合、また、お客様から非居住者になる旨の届出があつた場合
- (12) お客様が当社の口座開設基準に反することが判明した場合。
- (13) お客様の口座のお取引、未決済建玉および保護預り証券を含む全ての残高がなくなった後、相当期間が経過した場合。
- (14) 前 13 号の他、合理的な事由により当社が解約を申し出た場合。

2-10 口座解約時の手続き

当社が、前条の定めにより本契約書に係るサービスを解約する場合の手続きは以下の定めにより行うものとします。

- (1) 当社がお客様よりお預かりしている金銭や有価証券等につきましては、当社の任意の方法によりお客様に返還するものとします。
- (2) 前項の場合において、お客様の指定する口座管理機関等への振替が困難なものについては、当社が所定の方法により換金したうえで、所定の経費を差し引いた金銭を引き渡すことにより、返還に代えるものといたします。
- (3) お客様に未決済のポジションがある場合には、すべてのポジションを、お客様の計算において、当社が任意に反対売買したうえで、所定の経費を差し引いた金銭を引き渡すことにより、返還に代えるものといたします。

2-11. サービスに係る免責事項

当社は、当社サービスに係る次の各号に定める事由により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。但し、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

- (1) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社がユーザーネーム等の一致を確認した上で行われた取引に関する損害。

- (2) お客様のユーザー名等が漏えいし、盗用（通信回線およびシステム機器を介したものを含みます。）された場合に生じた損害。但し、「通信回線・システム機器」とは、お客様、プロバイダ、当社、または金融商品取引所(私設取引システム等を含む)のそれぞれのハードウェア、ソフトウェア、またはそれを結ぶ通信回線のすべてを含むものとします（以下、本条において同じ。）。
- (3) コンピューターウィルスや第三者による妨害、侵入、情報改変、業務の遅延等により、サービスで提供する約定結果、取引情報およびその他の情報伝達遅延、誤謬または欠陥が生じた場合に生じた損害。
- (4) サービスにおける通信速度の低下または通信回線の混雑を理由として、取引注文が受託されなかつた場合に生じた損害。
- なお、インターネットによる取引注文の受託の判断は、お客様がインターネットで発注された取引注文を、当社で受信し、当社からお客様の取引注文機器にインターネットにて取引注文を受託した旨の連絡を実行した時点とします。（以下、事項以降において同じ）通信回線・システム機器の瑕疵若しくは障害または停電により、当社が正常に受け付けた取引注文が執行されない若しくは誤って執行された場合、または発注されない若しくは誤って発注された場合に生じた損害。
- (5) 通信回線・システム機器の瑕疵若しくは障害または停電により、約定内容がサービスにおいて表示されない場合、遅れて表示された場合または誤って表示された場合に生じた損害。
- (6) 天災地変、政変、ストライキ、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引注文の執行、金銭または有価証券の受渡、返還または寄託その他の事務手続き等が遅延し、または不能になった場合に生じた損害。
- (7) お預り当初から有価証券について存した瑕疵またはその原因となる事実により生じた損害。
- (8) 所定の手続による返還の申し出がなかったためお預りした金銭または有価証券を返還しなかったことにより生じた損害。
- (9) 金銭の入出金または有価証券の入出庫に際して投資機会を逸したことに関する損害。
- (10) お客様が当社との契約、その他の契約事項に反した取引を行ったことにより生じた損害。
- (11) お客様がサービスの内容またはその利用方法について誤解し、または理解不足であったことにより生じた損害。
- (12) サービス提供に係る契約の解約に伴つて生じた損害。

3 情報の利用

3-1. 情報の利用

当社サービスを通して提供を受ける投資情報等（複写を含みます。）については、お客様ご自身による利用のみとし、次の各号に定める行為は禁止します。

- (1) 第三者への開示または提供
- (2) 第三者への漏えいまたは第三者との共同利用
- (3) 情報等の加工または再利用（再配信を含みます。）

(4) 営利目的による利用

3-2. 情報利用料金等

- お客様が投資情報等を利用するにあたっては、当社が別途定める所定の料金を情報利用料金として支払うものとします。
- 前項の情報利用料金は当社の口座残高から引き落とします。
- 当社は、経済情勢その他の事情により情報利用料金の額を改訂できるものとします。
- 一旦お支払いいただいた情報利用料金は、正当な理由がある場合を除き、返金をしないものとします。

3-3. 情報利用サービスの変更・停止

当社が必要であると判断する場合、予めお客様に通知することなく、情報利用の内容を変更または停止する場合があります。

4 商品・取引

4-1. 取引時確認等

- 当社では、お客様からお取引注文をお受けする際には、お客様ご本人からのご注文であることを確認させていただきます。
- 前項の取引時の確認に応じていただけない場合その他当社が適切にご注文をお受けするために必要な手続き等にご協力いただけない場合には、当社はお客様のご注文をお受けしないことがあります。

4-2. 事前預託等

- 当社では、取引注文をお受けする際には、お客様から買付注文に係る代金または売付注文に係る売付有価証券をお預けいただいた後、当該注文をお受けいたします。

4-3. 注文の執行

- お客様から受託した上場商品に関する取引注文は、当社が取り扱う当該金融商品が上場されている国内外の金融商品取引所へ速やかに取り次ぎます。
- 当社では、お客様の注文を自己が相手方となり執行することができます。その場合、当社は執行にあたり他のブローカーまたは関連会社を利用することができます。お客様から受託する取引注文の内容によっては、受付拒否やサービス停止等の措置を行うことがあります。
- 当社では、注文の執行にあたり金融商品取引所、日本証券業協会、振替・清算機関等の諸規則ならびに関係法令諸規則に準拠しますので、場合によってはお客様のご注文をお受けできないことがあります。

4-4. 注文の取消・訂正

お客様が発注された取消・訂正注文については、当社サービスに従い執行されます。但し、システムの環境等により執行することが出来ないまたは取消・訂正が有効にならず執行前の注文が執行される場合、当社は一切その責を負わないものとします。但し、当社に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

2. 金融商品取引所にとくに定めのない有価証券等の取引については、当社の定めるところにより取扱いをいたします。

3. 当社は、法令等に反する恐れのあるご注文および両建て取引等の経済合理性がないご注文については、お断りすることがあります。

4-5. 目論見書の交付

当社は、お客様から募集または売出しに係る有価証券の申込お受けする際には、あらかじめまたは同時に当該有価証券の 目論見書および補完書面をお客様に交付いたします。

4-6. 取引内容等の確認

- 取引・約定内容および残高内容等については、情報の更新を含め、以下の方法にてお客様ご自身で確認するものとします。
- お客様が、取引内容等の報告を、電磁的方法による交付に同意頂いている場合は、取引注文が成立した都度、インターネットで取引報告書（契約締結時交付書面）を電磁的方法により交付致します。 （「6-1.電磁的方法による交付の同意」をご参考下さい。）
また、取引内容、金銭および有価証券等の残高を記載した取引残高報告書を、定期的に電磁的方法により交付致します。
- お客様が、取引内容等の報告を、電磁的方法による交付によらず、お客様の登録住所宛での受取をされる場合は、取引注文が成立した都度、取引報告書（契約締結時交付書面）を登録住所宛にて交付致します。
また、取引内容、金銭および有価証券等の残高を記載した取引残高報告書を、定期的に登録住所宛にて交付致します。
- お取引がなく金銭または有価証券等の残高があるお客様は金銭または有価証券等の残高を記載した取引残高報告書を1年に1回交付いたします。前項による確認において、その内容に疑義が生じた場合は、当社まで連絡ください。調査の結果、システム障害等、当社側の責に帰する特段の事情がなかった場合には、その旨をお客様へ報告するとともに、生じた疑義についてもなかったものとして取り扱いします。
- 前項による調査の結果、取引内容等を修正するにあたっては、当該取引内容が記載された書面等を修正します。また、誤って配分された権利等については、速やかに返還していただく場合があります。

4-7. 証拠金取引について

- 先物・先物オプション、先物オプション、CFD 取引等の証拠金取引はリスクの高い取引であり、投資

額以上の損失を受ける場合があります。そのため、お客様は、別途当社より交付される各種契約締結前交付書面等の説明書を必ず確認のうえ、商品性およびリスクについて十分理解する必要があります。

維持証拠金については、取引所や清算機関、および規制当局が求める金額と当社が求める金額のいずれか大きい金額を採用します。また、当社が求める証拠金は外部環境等により変更する場合があります。そのため、証拠金の状況については、お客様ご自身で口座状況を常時確認していただく必要があります。

- 証拠金不足が発生した場合には、証拠金不足の状態が解消されるまでの間、お客様からの新たな注文の受付または執行を停止します。当社ウェブサイトで表示される必要証拠金額の計算式は参考として表示されているものであり、実際の必要証拠金額を反映していない場合があります。
- 当社ではリクイデーション（CFD 取引にあたってはロスカット制度、以下総称して「リクイデーション」といいます。）制度を採用しており、証拠金不足が発生した場合のマージンコール（追証連絡）は行っていません。そのため、お客様へ事前に通告することなく、証拠金不足を解消するために当社の裁量によりお客様のポジションの一部または全部を決済・清算します。
- 前項のリクイデーション後、お客様の口座残高に不足が発生した場合には、直ちに当該不足金をお支払いいただきます。リクイデーションによる損失については、当社は一切その責を負わないものとします。但し、当社に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

4-8. コスト発生に伴うリクイデーションについて

当社では取引手数料のほかに口座維持手数料等のコストが発生する場合があります。発生するコストはお客様の取引口座より引き落としされます。引き落とし後に証拠金不足が発生した場合には、リクイデーションが発動し、お客様のポジションの一部または全部を決済・清算します。

4-9. 自己勘定取引について

- 自己勘定取引を行う場合には、フロント・ランニングに抵触しない等、関連する法令諸規則に準拠します。
- お客様が発注した取引注文が未執行の場合、そのタイミングによっては、当該注文と同商品、同価格にて当社または当社の関係会社が自己勘定取引にて同時に執行することができますので、予めご理解ください。

4-10. 有価証券貸借取引

お客様が当社と有価証券貸借取引契約書（消費貸借契約）を書面にて締結し、同意された場合に限り、可能なものとします。

4-11. 償還金等の代理受領

保護預り有価証券の償還金または利金・分配金の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。ただし、発行者からの支払状況によっては、お客様へのお支払いが当該予定期より遅延する場合もございます。

4-12. 時間外取引のリスク

時間外取引は通常と比べて、流動性が低く、ニュース媒体等の外部的要因により価格変動が大きくなる場合があり、お客様はこれらのリスクを認識する必要があります。

4-13. コーポレートアクション

お客様が保有している有価証券等にコーポレートアクション(公開買付、企業の再編、株式分割等)が発生した場合、当社では必要な範囲内での事務手続きのみ行い、別途連絡事項がある場合には、当社ウェブサイトまたは会員サイトを通じてお知らせします。

5 ソフトウェアの利用

5-1. ソフトウェアの利用

- お客様は、ソフトウェアを利用し、当社が提供する各種情報サービスを利用することが可能です。
- ソフトウェアの利用については、本契約書および他の文書に従うものとします。
- ソフトウェアの利用は当社に口座を開設しているものとします。

5-2. ソフトウェアの利用料金

本ソフトウェアの利用料金は無料です。但し、各種情報料および通信料はお客様のご負担となります。

5-3. ソフトウェアの利用制限

- ソフトウェアに関する著作権および知的所有権、その他的一切の権利は当社を含む日本国内外の関係会社に帰属します。
- お客様は本契約書に従いご自身でソフトウェアを利用する場合のほか、ソフトウェアを、その目的の如何を問わず、複製、加工または再利用することはできません。
- ソフトウェアを第三者に販売、譲渡、貸与または頒布すること、ならびに第三者へ再配信すること、第三者と共同利用することおよび第三者の利用に供することはできません。
- お客様が、前項に違反すると当社が判断した場合、当社はソフトウェアの利用を停止するとともにお取引を停止することができるものとします。

5-4. システム障害

当社のシステム障害（当社が責を負わないものは除きます）により、当社サービスを利用できない場合の取り扱いについては、別途定めます。

5-5 代替手段

当社ではシステム管理態勢について万全を期していますが、システムは脆弱性を含んでいるため、システム障害等の発生時に備え、お客様にて代替となる取引手段をご用意いただくことを推奨します。

5-6. ソフトウェアに係る免責事項

- 当社は、ソフトウェアにおいて提供する投資情報には万全を期しておりますが、その内容を保障するものではありません。
- お客様は、ご自身の投資判断でソフトウェアを利用して金融商品取引を行うことを自認し、当社は本ソフトウェアを利用した金融商品取引の結果についていかなる責任を負うものではありません。
- 当社は、次に定める事由により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
 - お客様の誤発注により生じる損害。
本ソフトウェアのインストールまたは利用に関連してお客様に直接的または間接的に発生する一切の損害（ハードウェア・他のソフトウェアの破損または不具合等を含む）および第三者からなされる請求。
 - お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、ユーザー名、パスワードの一一致を確認して行った利用行為および取引により生じるお客様の損害
 - 通信回線およびシステム機器等の瑕疵または障害（天災地変等不可抗力によるものを含みます）、通信速度の低下または通信回線の混雑、コンピュータウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等に起因した本ソフトウェアの利用不能、情報の伝達遅延、誤謬または欠陥、本ソフトウェアからの取引注文の発注不能または受託不能、正常に受託した取引注文の執行不能、誤執行、または執行遅延により生じた損害。
 - 当社および情報提供会社のシステムメンテナンスにより、本ソフトウェアが利用できることによって生じる障害。
 - 当社が本ソフトウェアについてアップデートファイルを提供しているにもかかわらず、お客様当該ファイルの利用を行わなかったことによる損害。
 - その他、本契約書およびその他の文書で免責事項として定める損害。
- 当社は、お客様に対し、本ソフトウェアに関する技術サポート、保守、機器改善等のいかなる技術的役務の提供義務も負いません。

6 その他

6-1. 電磁的方法による交付の同意

- 当社では、電子媒体により、取引報告書（契約締結時交付書面）、取引残高報告書、口座

状況報告書、その他お客様に関する記録等を提供します。提供方法は会員ページ、トレーダー・ワークステーション（以下「TWS」といいます。）、登録いただいている電子メールアドレスがあります。そのため、当社と取引するにあたっては、電磁的方法による交付の利用に同意いただくものとします。なお、電磁的方法による交付の同意は当社までご連絡いただければ解除することができます。

- 電磁的方法による交付の同意がある場合でも、申請があれば書面による交付も可能です。その際には、別途手数料をいただきます。

6-2. 期限の利益の喪失

- お客様について次の各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくとも当社に対するサービスに係る債務について当然期限の利益を失い、当社の任意によりお客様の全てのポジションを決済できるものとします。
 - 支払いの停止または破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - お客様の当社に対するサービスに係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - お客様の当社に対するサービスに係る債務について差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。
 - 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
 - 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき。
 - お客様が死亡した場合。
- お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって当社に対するサービスに係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
 - お客様の当社に対するサービスに係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
 - お客様の当社に対する債務（但し、サービスに係る債務を除きます。）について差し入れられている担保の目的物について差押、または競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含みます。）があったとき。
 - お客様が当社との本契約書またはその他一切の文書のいずれかに違反したとき。
 - 前3号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- お客様の当社に対するサービスに係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて、保全差押または差押の命令、通知が発送された場合には、当社から通知、催告等がなくとも保全差押金額または差押金額に満つるまで当社は任意にお客様の保護預り有価証券等を処分し、金銭に換価できるものとします。

6-3. 苦情・紛争の解決

お客様と当社との間で生じたサービス等に関する苦情・紛争については、当社の相談窓口または当社の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用し解決を図ります。

6-4. 準拠法・合意管轄

- 本契約書は、日本国法を準拠法とします。
- お客様と当社との間に生じたサービス等に関する訴訟については、当社本店所在地を管轄とする地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

6-5. 規程外事項

- 本契約書に定めのない事項は、その他の文書等により定めます。
- 本契約書とその他の文書等との間に齟齬がある場合は、本契約書が優先されます。
- 本契約書については、日本語で記載されている版の内容を理解のうえ、同意いただいたいるものとします。

6-6. 本契約書の変更

本契約書は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、民法 548 条の 4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

改定 令和7年7月14日

当社の概要

商 号 等 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第187号
農林水産省指令4新食 第2087号
20221201商第7号
本店所在地 〒100-6025
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング25階
電 話 番 号 03-4590-0707
加入協会 日本証券業協会、日本商品先物取引協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融あっせん相談センター（FINMAC）

当社に対するご意見・苦情等に関するご相談窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所 〒100-6025
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング25階
連絡先電話 03-4588-9701
受付時間 平日 9時00分～17時00分（土日祝・年末年始を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「非営利活動法人 証券・金融あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

（FINMACは、公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

所 在 地 〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館
電 話 番 号 0120-64-5005
受付時間 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日・年末年始を除く）